

大分市上下水道局マンホール蓋のデザイン使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大分市上下水道局（以下「局」という。）が使用するマンホール蓋の表面デザイン（以下「デザイン」という。）を使用する際の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(デザインの定義)

第2条 この要綱においてデザインとは、局が管理するマンホール蓋の表面に作図された図柄をいう。

- 2 デザインに関する著作権は、局に属する。
- 3 使用申請の対象となるデザインは、別表のとおりとする。

(使用申請)

第3条 デザインを使用しようとする者は、あらかじめ大分市上下水道局マンホール蓋デザイン使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、大分市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 大分市内の公共団体及び公共的団体が使用するとき。
- (2) 大分市内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校において教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) その他、管理者が適当と認めるとき。

(使用承認)

第4条 管理者は、使用申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、デザインの使用を承認するものとする。なお、承認に際し管理者が必要と認めるときは、条件を付することができる。

- (1) 局の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるおそれがあるとき。
- (2) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の個人、政党、思想若しくは宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が使用するとき。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を行う者が使用するとき。
- (6) その他、管理者が不相当と認めるとき。

2 使用承認の可否は、大分市上下水道局マンホール蓋デザイン使用（変更）承認書（様式第2号）又は大分市上下水道局マンホール蓋デザイン使用（変更）不承認書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(使用料)

第5条 デザインの使用料は、無償とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 デザインの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 商標法（昭和34年法律第127号）第5条の規定による商標登録出願、及び意匠法（昭和34年法律第125号）第6条の規定による意匠登録出願を行うことは出来ないこと。
- (2) 承認された用途のみに使用し、管理者が付した条件に従うこと。
- (3) デザインの改変をしないこと。
- (4) デザインを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) デザインの使用に係る承認期間を遵守すること。ただし、更新することを妨げない。
- (6) 第三者との間に知的財産の権利に関する紛争が生じたときは、自らの責任において解決を図ること。

（使用状況の報告等）

第7条 使用者は、使用承認を受けた物品等が完成した場合、速やかに当該物品等の現物又は写真を管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、デザインの使用状況について、使用者に報告させ、又は調査することができる。

（権利設定の禁止）

第8条 使用者は、デザインについて、知的財産に関する一切の権利を新たに設置し、又は登録してはならない。

2 この要綱による使用承認は、使用者や物品等について局の推奨を行うものではない。

(承認内容の変更申請)

第9条 使用者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ大分市上下水道局マンホール蓋デザイン使用変更承認申請書(様式第4号)を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。なお、変更に係る承認に際し管理者が必要と認めるときは、条件を付することができる。

2 使用変更承認の可否は、大分市上下水道局マンホール蓋デザイン使用(変更)承認書(様式第2号)又は大分市上下水道局マンホール蓋デザイン使用(変更)不承認書(様式第3号)により使用者に通知するものとする。

(承認の取消し)

第10条 管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、デザインの使用承認を取り消し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。

- (1) 本要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により承認を受けたとき。
- (3) その他、管理者が特に必要と認めたとき。

2 管理者は、承認の取消しを行う場合は、大分市上下水道局マンホール蓋デザイン使用承認取消書(様式第5号)により使用者に通知するものとする。

3 管理者は、使用承認の取消しによって使用者が被った被害又は損失及び第三者に対して与えた損害又は損失について、一切の責任を負わない。なお、使用承認の取

消しに伴い発生する費用の一切は、承認を取り消された者の負担とする。

(損害賠償)

第11条 使用者が、デザインの使用に際して、故意又は過失により局に損害を与えた場合は、局はその賠償を請求することができる。


(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年 5月 17日から施行する。

別表

名称	図柄
A (汚水)	
B (雨水)	